

朝日村木質調度品購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて暮らしに身近な用具等を木質製品へ転換させるウッドチェンジの取組を推進することにより、県産木材の利用促進、子供から大人までが木に親しむことのできる環境づくりの推進及び村内木材加工業の振興を図るため、木質調度品を購入する村民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質調度品 構成材料の7割以上を県産木材が占める日常生活に用いられる道具、家具その他これらに類する製品をいう。ただし、建具、手すりなどの建築物の一部とみなされるものは含まない。
- (2) 県産木材 長野県内で合法的な伐採、販売、流通、譲渡、処分等が行われた木材をいう。
- (3) 登録事業者 村内に作業所を有する事業主又は村内に住所を有する事業主であって、事前に木質調度品登録事業者として登録された木質調度品を製作及び販売できる者をいう。

(交付対象者)

第3条 木質調度品購入補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者となる者は、この要綱に規定する木質調度品を購入しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 朝日村の住民基本台帳に記録され、朝日村に居住している者
- (2) 村税等（村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料、下水道使用料その他これらに類する料金）の滞納がない者
- (3) この要綱に規定する補助金の交付金額が既に補助上限に達していない者
- (4) 既に国、県、本村等が実施している同様の趣旨の他の補助事業による補助金の交付の対象とならない者

(補助対象製品及び条件)

第4条 補助金の交付の対象となる製品及び条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録事業者によって製作された製品であること
- (2) 購入に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含

む。)が2,000円以上の木質調度品であること。

(3) 長く活用できる耐久性を持った製品であること。

(4) 購入した木質調度品の紛失及び破損の防止に努め、譲渡並びに販売をしないこと。

(5) 朝日村が行う木材利用の普及啓発活動に協力できること。

(6) 登録事業者から直接購入すること。

(補助対象経費)

第5条 登録事業者が製作し、及び販売する木質調度品の購入に係る費用を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

(1) 購入後、他者への譲渡、販売等を目的としたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、4万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、朝日村木質調度品購入補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて木質調度品の購入前に村長に提出しなければならない。

(1) 木質調度品の見積書

(2) 木質調度品の形状、機能が分かる見取図、写真等

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請書が提出されたときはその内容を審査して補助金交付の可否を決定し、朝日村木質調度品購入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 申請内容の変更及び中止をするときは、朝日村木質調度品購入補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 木質調度品が納品されたときは、朝日村木質調度品購入補助金交付実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) 製品写真（活用状況などが分かるもの）
 - (3) 県産木材使用証明書（様式第5号）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 前2項の規定により提出された実績報告書へは、担当課長が審査結果の意見を付するものとする。

（補助金の確定）

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは補助金交付額を確定し、朝日村木質調度品購入補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、朝日村木質調度品購入補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（事業者の登録申請等）

第13条 木質調度品を製作し、及び販売をする事業者として登録を受けようとする者は、朝日村木質調度品購入補助金事業者登録申請書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添付して村長に申請しなければならない。

- (1) 村内に住所又は作業場を設けていることが分かる書類
 - (2) 法人の場合は、確定保険料申告書控えの写し等
 - (3) 個人の場合は、確定申告書控えの写し等
 - (4) 作業場、住宅等の位置を示した地図
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する事業者は、次の号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 1年以上事業実績がある者
 - (2) 村税等を完納している者
 - (3) 村内に作業所を有する事業主又は村内に住所を有する事業主で木質調度品の製作及び販売ができる者
 - (4) 県産木材の活用を推進できる者
- 3 村長は、前2項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査して登録の可否を決定し、朝日村木質調度品購入補助金事業者登録（不登録）決定通知書（様式第9号）により、事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 村長は、申請者が虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは補助金の全額又は一部を返還させることができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。